

平成27年度 第1回 吉田町総合教育会議

日 時 平成27年5月20日(水)

9:00～11:00

場 所 役場 2階 町民ホール

次 第

1 開会

(1) 町長あいさつ

(2) 教育委員長あいさつ

2 議事

(1) 総合教育会議の概要について【資料1】

(2) 吉田町総合教育会議の運営方法等について【資料2～資料3】

(3) 平成27年度の協議事項について【資料4】

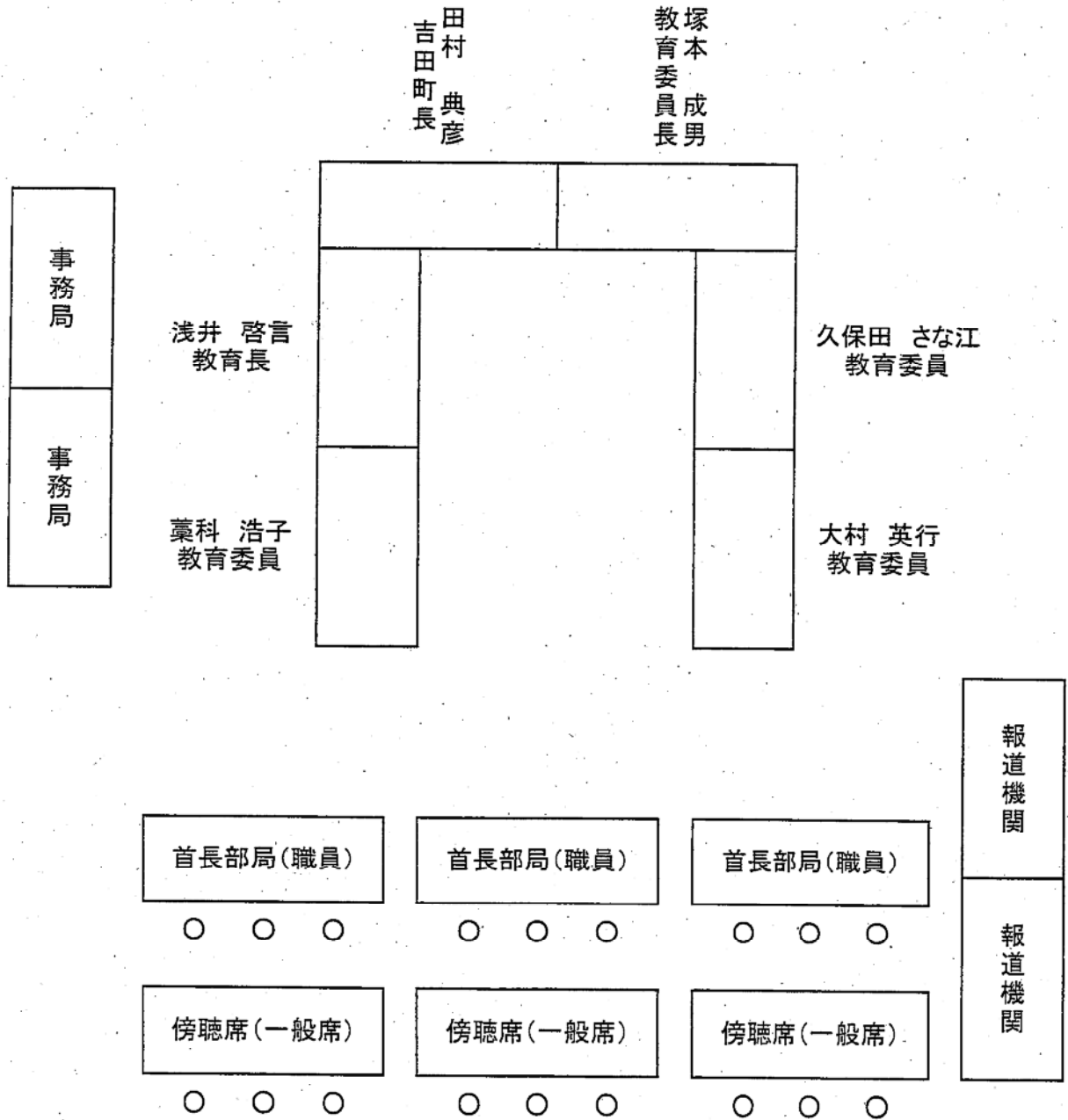
ア 教育の大綱に係る協議

イ その他

3 閉会

平成27年度 第1回 吉田町総合教育会議 座席表

日時 平成27年5月20日(水)9:00~11:00
 場所 役場 2階 町民ホール



《配布資料》

- 資料 1 総合教育会議の概要
- 資料 2 - 1 吉田町総合教育会議の運営方法 (案)
- 資料 2 - 2 (仮称) 吉田町教育推進委員会設置要綱 (案)
- 資料 3 - 1 吉田町総合教育会議運営要綱 (案)
- 資料 3 - 2 吉田町総合教育会議傍聴要領 (案)
- 資料 4 - 1 平成 27 年度協議事項 (案)
- 資料 4 - 2 平成 27 年度年間スケジュール (案)
-
- 参考資料 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 総合教育会議の抜粋
- 参考資料 2 第 2 期教育振興基本計画 パンフレット (写し)
- 参考資料 3 第 4 次吉田町総合計画後期基本計画 第 3 章
「教育・文化・交流」抜粋

総合教育会議の概要

1 目的

教育に関する予算の編成や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、自由な意見交換を行うことによって地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、教育行政の推進を図ることを目的とする。

【参考】

- (1) 法律に基づき総合教育会議の設置、構成員等を規定しているため、設置等に係る条例の制定は必要がない。
- (2) 教育行政の大綱の策定が義務付けられているため、教育政策に関する方向性を定める必要がある。
- (3) 会議で協議・調整し、合意した方針の下に、首長及び教育委員会は事務を管理執行していく。
- (4) 会議で調整がついた事項については尊重義務が生じる。
- (5) いじめ対策など緊急対応を図ることに活用可能。

2 構成

地方公共団体の長と教育委員会

【参考】

- (1) 教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本。
- (2) 緊急の場合に、首長と教育長のみで会議を開くこともできる。ただし、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がされている場合や教育長に一任している場合には、その範囲内で教育長は調整や決定を行うことが可能。
- (3) 会議で協議すべき事項について、関係者又は学識経験者から意見を聴くこともできる。

3 会議の性質

対等な執行機関同士の「協議」・「調整」の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらない。

【参考】

- (1) 協議し、調整する対象とすべきかどうかは、政策判断を必要とするのかで判断すべきである。

- (2) 会議は原則として公開する。ただし、個人情報や予算、意思決定の前などは非公開とすることができる。
- (3) 「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、自由な意見交換として幅広く行われることを意味する。
- (4) 教科書採択、教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項は協議できない。ただし、方針や基準について協議することはできる。

4 その他

- (1) 会議は、地方公共団体の長が招集するが、教育委員会が協議する必要があると認めるときは、招集を求めることもできる。
- (2) 会議の構成員の合意をもって、会議の運営に関し必要な事項を定めておく必要がある。

吉田町総合教育会議の運営方法等（案）

1 協議事項

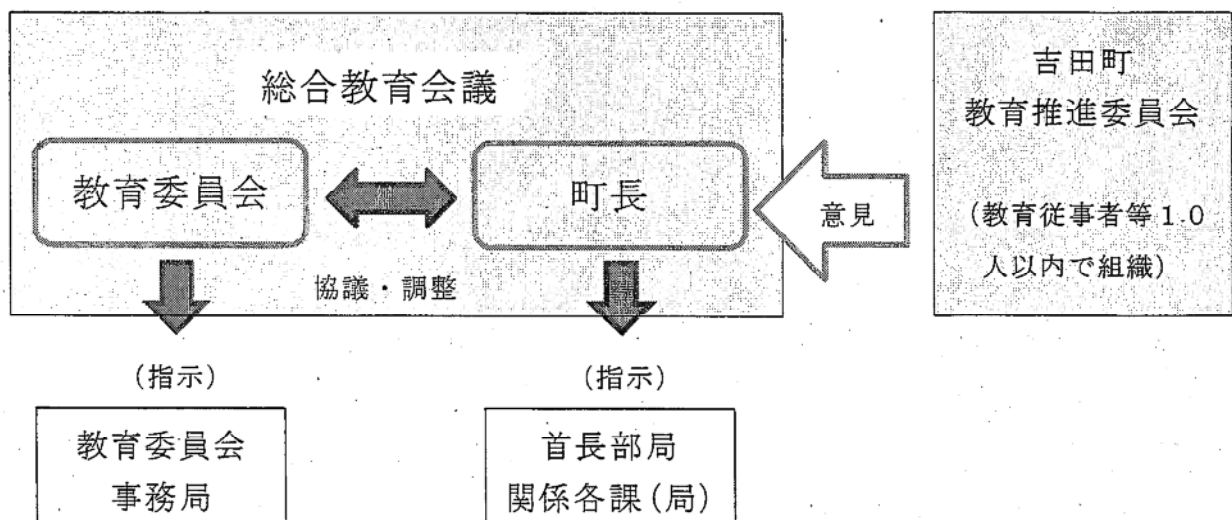
- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命及び身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 今後の進め方（運営要綱抜粋）

- (1) 町長は、会議を招集し、その座長となる。
- (2) 会議は、原則として公開する。
- (3) 会議の事務局を教育委員会事務局教育総務部門に置く。

3 総合教育会議に関連する取り組み

総合教育会議における協議をより地域の実情に応じたものとするため、現に学校・地域等で教育に従事している者及び精通している者による「吉田町教育推進委員会」を設置し、総合教育会議に先立ち、協議すべき事項について意見を聴く。



(仮称) 吉田町教育推進委員会設置要綱 (案)

(設置)

第1条 町の総合的な教育の推進と魅力ある教育の実現を図るため、吉田町教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 町長が招集する総合教育会議での協議事項に関する事項
- (2) その他町の総合的な教育の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学校教育に従事する者
- (2) 社会教育に従事する者
- (3) P T A関係者
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員長を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じ第3条に定める委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、吉田町教育委員会事務局教育総務部門において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱施行後最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

吉田町総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 吉田町総合教育会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（会議）

第2条 町長は、会議を招集し、その座長となる。

2 町長は、会議を招集しようとするときは、教育委員会に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、座長は出席者に諮って会議を非公開とすることができる。

(1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。

(2) 会議の公正が害されるおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

2 前項ただし書きの規定により会議を非公開とする場合には、座長は、傍聴人及び座長が指定する者以外の者を退場させなければならない。

3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第4条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議事内容

（議事録等の公開）

第5条 会議の議事録及び配布資料は、第3条第1項の規定により会議を非公開とした場合を除き、これを公開する。

2 前項の公開の方法は、一般の閲覧に供するとともに、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法その他の方法によるものとする。

（事務局）

第6条 会議の事務局を吉田町教育委員会事務局教育総務部門に置く。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

吉田町総合教育会議傍聴要領（案）

第 1 趣旨

この要領は、吉田町総合教育会議運営要綱（平成 27 年吉田町要綱第〇号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定める。

第 2 傍聴の手続

傍聴人は、会議の開催予定時刻 10 分前までに受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入室する。

2 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

第 3 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) すべて係員の指示に従い、会議開催中は静粛にすること。
- (2) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (4) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

第 4 秩序の維持

前項の規定に違反したときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。

平成 27 年度 協議事項 (案)

○ 教育の大綱に係る協議

- (1) 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項)
- (2) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。(同法第 1 条の 3 第 2 項)

第 4 次吉田町総合計画 施策の大綱 「教育・文化・交流」

心豊かな人を育むまちづくり

1 次代を担う人づくりを進める

ゆとりある、きめ細やかな教育環境の中で、愛情あふれる家庭教育と豊かな感性を育む幼児教育、一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進し、家庭・学校・地域の連携により、次代を担う人づくりを進めます。

2 心を豊かにする交流を活発化する

人と人とのつながりが深められるよう、世代を超えた交流や、地域に暮らしている外国人との交流を促進し、コミュニティ活動の活発化に努めます。また、国内他都市との交流を検討する一方で、近隣市町との連携・交流を積極的に行い、海外都市との交流を進め、誰にも開かれた、心を豊かにする交流を活発化します。

3 心身の健康を保つ活動を推進する

生涯を通じて心身の健康を保ち、自己実現を図れるよう、学習やスポーツ・レクリエーション活動に対する多様な要望に応えます。また、自ら学んだ成果やキャリアを地域に還元するシステムを整備するとともに、指導人材の育成、情報の提供、活動機会や場所などの充実を図り、心身の健康を保つ活動を推進します。

4 歴史を継承し魅力ある文化を育む

先人が築き伝え残してきた文化財や伝統行事の保護に努めるとともに、歴史民俗資料等を積極的に収集し活用を図りながら、貴重な歴史を継承します。また、多彩な感性を磨く住民の主体的な文化活動を促進し、魅力ある文化を育みます。

